			Electronia de la companya del companya de la companya del companya de la companya	45 10 65 A		100
					Market Committee No.	236
'21 02-10 12:51 0007			受理 令和3 年 2	月10 発送		月日
W	離婚	届	第 798			
	732 32	, , , ,	送付 令和 年	月・日		長印
	令和 3 年 .	2月/0日届出	第	号		IX H
	十二十四一位	+	書類調查 三籍記載 記		附 票 住民票	票 通 知
	東京都三鷹	P 長 殿	(a) (b) (c) (c) (d)			
	(よみかた)	夫	こばんソン 名	妻ないとう	Vp₹	名
(1)	氏 名	クッラントチ	P7+"12-	常番 滕) 有希	<i>i</i> 3
	生 年 月 日	西曆1978	年 6 月 19日	昭和 5/	年 5 月	20 日
	住所	同右		三鷹市田	西東京市保治	声时
	(住民登録をして) いるところ		番地 番 号	2	十九 番	25—203号 6号)
	(よみかた)	111- 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			: #: , .	
)		世帯主の氏名	可右	世帯主の氏名シェイ	ソン・グラント	· P2/1/2-
(2)	本 籍 /外国人のときは\	三鷹市上	重准 经要丁目	·	9 8	
(2)	(外国人のときは (国籍だけを書い) てください	筆頭者 南 藤 の氏名 南 藤	後三有布子	大の国	籍及为合	衆国
	父母の氏名	夫の父 グラント	, デニス 続き柄	妻の父、齋藤	、修二	続き柄
o o c o	(他の養父母は) その他の欄に) 書いてください	母 2"52十,	バーバラ長男	母、齋藤	香津美	長女
(3) (4) (4)	離婚の種別	□協議離婚 □調停 年 □審判 年	→ 月 → 日成立 [□和解 □請求の認諾 □判決	年 年 月 年 月	日成立 日認諾 日確定
午後 時 分受領 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	婚姻前の氏に	口夫 , 口	もとの戸籍にもどる 新しい戸籍をつくる			
夫 □その他 □無	もどる者の本籍			番地 番	(よみかた) 筆頭者 の氏名	
(5)	未成年の子の	夫が親権		妻が親権	の八石	
不受理 □有 □無 (6)	氏の期間	を行う子 西暦 2019		を行う子 5 西暦 ユのノ	10年 (0)	月まで
通知 □要 □不要 (7)	同居の期間別居する前の	(同居を始めた			居したとき)	
□免□旅□住 (8)	住所	三鷹市下連	准6-7-10 丁目	7	番 10号	7
妻 □その他 □無			と業とその他の仕事を持ってい サービス業等を個人で経営し			
□ () □ (9)	別居する前の世帯のおもな	世帯(日々または	序(官公庁は除く)の常用勤労 は1年未満の契約の雇用者は5)			
不受理	仕事と	用者は5)	い常用勤労者世帯及び会社団		々または1年未満の	契約の雇
通知 □要 □不要 □免 □ □ □免 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		□ 6. 仕事をしている者	まらないその他の仕事をしてい そのいない世帯	いる省のいる世帯		
使 口マ (10)	夫妻の職業	(国勢調査の年…令和 年 夫の職業	…の4月1日から翌年3月31日までに雇	G出をするときだけ書いてくた 妻の職業	(table)	
者口その他口無	そ身側の氏で	人の概示 一		女が帆禾	佳 所地 1	電話磁認決
<u>↓</u> <u>↓ </u>	で 対例 の	月 椒		,		

他

届

出

署名押印

事件簿番号

人

· 付和 · 年 月 日

確認通知

記入の注意

電話 090 (6703) 8069

住所を定めた年月日

妻及元年 /2月 2日

/日

絡

先 自宅·勤務先[

夫 三元年 ,2月

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。・・

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき➡調停調書の謄本

審判離婚のとき➡審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき➡和解調書の謄本

認諾離婚のとき➡認諾調書の謄本

判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

				証	人	(協議離婚のと	ときだけ必要	です)		
署押			名 印			年				印
生	年	月	Ħ	年	月	E		年	月	H
住			所		番地番	号			番地 番	<u>당</u>
本			籍		番	地			番地番	

□には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。

─▶ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。 (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定める こととされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。 □まだ決めていない。

「面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、 継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙

などの方法で交流すること

経済的に自立していない子 (未成年の子に限られません) がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるし をつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。

□まだ決めていない。

「養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等 による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に 必要な経費、教育費、医療費など

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

◎署名は必ず本人が自署してください。 ◎印は各自別々の印を押してください。 ◎届出人の印をご持参ください。

裁判官認印

書 (成立)

令和2年(家イ)第3359号 事件の表示

夫婦関係調整 (離婚) 調停申立事件

令和3年2月5日 午後1時10分

東京家庭裁判所立川支部 所 等

大 垣 貴 靖

中内敏彦, 溝田治美 家事調停委員

裁判所書記官

当事者等及びその出頭状況

本籍 東京都三鷹市上連雀六丁目9番

住所 東京都西東京市保谷町4-1-23-203

立 齋 藤 有希子(出 頭)

国籍 アメリカ合衆国

住所 東京都西東京市保谷町4-1-23-203

方 グラント ジェイソンアンドリュー (出頭)

(戸籍上の氏名 グラント、ジェイソンアンドリュー)

手続の要領等

下記調停条項のとおり調停が成立した。本調停は、日本国家事事件手続法2 68条第1項により確定判決と同一の効力を有する。

東京家庭裁判所立川支部

裁判所書記官 斉 藤 恵 美

調停条項

1 申立人と相手方は,本日,調停離婚する。

これは謄本である。ただし、戸籍に記載すべき事項以外の記載は省略した。 令和3年2月8日 東京家庭裁判所立川支部



		•			
ij	C	C	0	0	
	0		Ŷ		
0	o	Č	3	o	
_					

府戸証第 111 号

上記の事項は、 離婚 届書に記載があることを証明する。

令和6年8月7日

東京法務局府中支局長 八代 光央

